

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 3 月 9 日 (火曜日)

定期 第 187 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

目次	ページ		
○規則			
神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(県土整備・建設リサイクル課)	139		
○告示			
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)	140		
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(県土整備・都市整備課)	140		
道路法の規定による兼用工作物の管理の方法に係る協議の成立(県土整備・道路管理課)	140		
河川法による協議に基づく兼用工作物の管理の方法(県土整備・河川課)	140		
○選挙管理委員会告示			
公職選挙法による施設の指定の報告	141		
公職選挙法による指定施設の指定取消しの報告	141		
○公告			
消費生活センターにおいて消費生活相談の事務を行う日及び時間の変更(くらし安全防災・消費生活課)	141		
基本測量の実施通知(県土整備・建設業課)	141		
		基本測量の終了通知(県土整備・建設業課)	141
		公共測量の実施通知(2件)(県土整備・建設業課)	141
		公共測量の終了通知(8件)(県土整備・建設業課)	142
		経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等(県土整備・建設業課)	143
		都市計画の図書の写しの縦覧(県土整備・都市計画課)	143
		地籍調査に関する令和2年度事業計画の変更(県土整備・技術管理課)	143
		開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	144
		神奈川県地先海面における船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限(海区漁業調整委員会)	144
		○入札公告	
		一般競争入札の実施(政策・総務室)	145
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務・総務室)	145
		意見招請に関する公表(2件)(県土整備・公共住宅課)	146
		○正誤	147

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

<h2>規 則</h2>	
<p>神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和 3 年 3 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川県規則第16号</p> <p style="text-align: center;">神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成11年神奈川県規則第74号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第 5 条 第 1 項 第 2 号 を 次の よう に 改 め る。</p> <p>(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構</p> <p>第 5 条 第 1 項 中 第 3 号 から 第 5 号 ま で を 削 り、 第 6 号 を 第 3 号 と し、 第 7 号 を 第 4 号 と し、 第 8 号 を 第 5 号 と し、 第 9 号 を 削 り、 第 10 号 を 第 6 号 と し、 第 11 号 を 削 り、 第 12 号 を 第 7 号 と し、 第 13 号 から 第 15 号 ま で を 5 号 ず つ 繰 り 上 げ、 同 条 第 2 項 中 「前項第15号」を「前項第10号」に改める。</p> <p>第 16 条 第 2 項 第 4 号 中 「(条例第10条第 2 項に該当する土砂埋立行為を除く。)」を削る。</p> <p>別表第 1 の 19 の 項 中 「(同法第 9 条 第 2 項において準用する場合を含む。)」を削る。</p>	<p>別表第 3 の 1 の 項 中 「すべり面」を「滑り面」に改め、同表 2 擁壁の項(1)中「間知石練積み造」を「間知石練積み造」に改め、同項(3)中「第36条」を「第36条の 3」に改め、同項(4)中「すべり及び」を「滑り及び」に改め、同項(4)ウ中「すべり出す」を「滑り出す」に改め、同項(5)中「すべり及び」を「滑り及び」に改め、同項(5)ウ中「すべり出す」を「滑り出す」に改め、同項(6)中「間知石練積み造」を「間知石練積み造」に改め、同項(6)イの表中「岩層」を「岩層」に、「砂利まじり砂」を「砂利混じり砂」に改め、同項(6)ウ中「栗石」を「栗石」に、「砂利まじり砂」を「砂利混じり砂」に改め、同項(6)オ中「すべり」を「滑り」に改める。</p> <p>別表第 7 の 2 の 項 中 「すべりやすい」を「滑りやすい」に、「すべりが」を「滑りが」に改め、同表 3 の 項 中 「すべらない」を「滑らない」に改め、同表 4 の 項 中 「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改める。</p> <p>第 15 号 様 式 (裏) 中 「抜すい」を「抜粋」に、「一団の土地」を「一団」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条 の 改 正 規 定 (同 条 第 1 項 第 2 号 の 改 正 規 定 を 除 く。) は、 令 和 3 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。</p> <p>2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必</p>

この公報は再生紙を使用しています